

## 平成 2 4 年度 黒松内町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 3, 1 5 3	千円 3, 987, 930	千円 171, 350	千円 563, 145	% 14. 1	% 12. 9

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 64	千円 226, 478	千円 38, 928	千円 76, 539	千円 341, 945	千円 5, 343	千円 5, 361

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

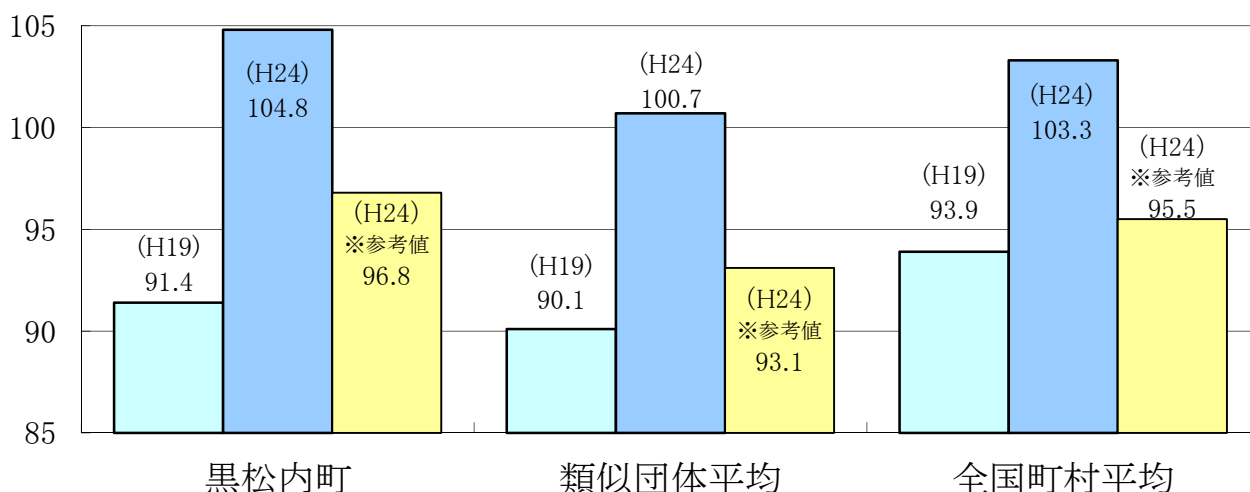
2 職員数は、平成 2 3 年 4 月 1 日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

##### 【人件費削減措置】

区 分	項 目	削 減 内 容	削減措置実施期間
特別職	給 料	特別職の給料月額を次のとおり削減 町 長 670,000円を640,000円に削減 副町長 595,000円を575,000円に削減 教育長 548,000円を538,000円に減額	平成 1 9 年度～平成 2 4 年度
	期末手当	削減後の給料月額で計算	平成 1 9 年度～平成 2 4 年度

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 1 0 0 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒松内町	40.3歳	304,100円	334,705円	325,736円
北海道	45.4歳	332,200円	399,282円	375,592円
国	42.8歳	329,917円 (304,944円)	—	401,789円 (372,906円)
類似団体	42.8歳	307,383円	357,824円	335,218円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		黒松内町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	165,312円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	140,100円	134,496円	133,418円 (140,100円)

（注）国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

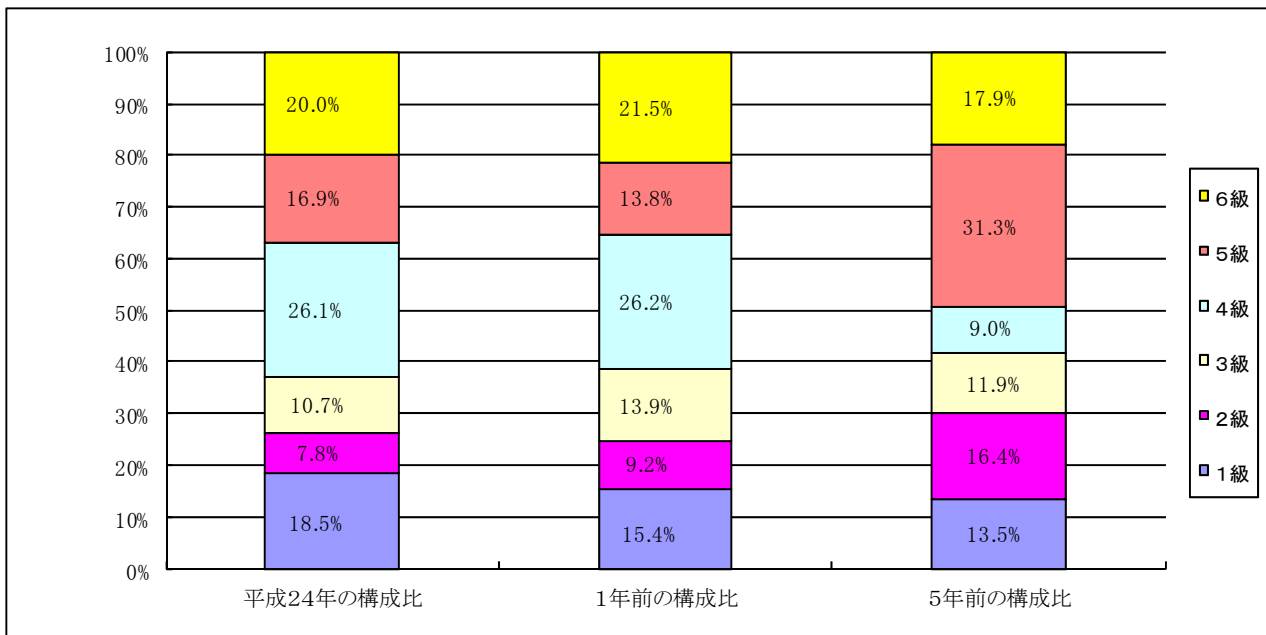
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,100円	305,800円	353,000円
	高校卒	- 円	287,000円	327,600円

## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補、技師補	12人	18.5%
2 級	主任、主事、技師	5人	7.8%
3 級	主査、副主査、主任	7人	10.7%
4 級	課長、次長、上席主幹、主幹、主査、副主査	17人	26.1%
5 級	課長、次長、上席主幹、主幹	11人	16.9%
6 級	課長、次長、上席主幹	13人	20.0%
合 計		65人	100.0%

- (注) 1 黒松内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8給制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

黒松内町	北海道	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,215千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,550千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

黒 松 内 町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
1人当たり平均支給額	0千円	25,023千円	(2%～20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(平成 23 年度決算)	6, 5 7 1 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	1 6 4 千円
支給実績(平成 22 年度決算)	7, 5 0 2 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	1 7 4 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(4) その他の手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 月額 13,000 円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 1 人につき 月額 6,500 円</li> <li>配偶者のいない職員 1 人のみ 月額 11,000 円</li> <li>15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 月額 1 人につき 5,000 円加算</li> </ul>	同		9,439 千円	235,963 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者(片道 2km 以上) 月額 55,000 円限度として支給</li> <li>自動車等使用者(片道 2km 以上) 通勤距離に応じて 2,000 円～24,500 円の範囲で支給</li> </ul>	同		329 千円	41,100 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動により同居していた配偶者と別居することとなり、単身で生活することとなった職員に、交通距離に応じ月額 23,000 円～45,000 円を支給</li> </ul>	同		0 千円	0 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃の額が 12,000 円を超える借家等の場合、家賃に応じて 27,000 円を限度に支給</li> <li>持ち家は 2,500 円(新築 5 年以内)</li> </ul>	異	持家支給額	1,648 千円	96,963 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>土、日曜日等に日直勤務を命ぜられた職員(一般職)に支給 1 回につき 4,200 円</li> </ul>	同		538 千円	4,200 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督する地位にある職員に支給 給料月額 6%～10%</li> </ul>	異	支給率	8,188 千円	91,738 円
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表の職務の級が 2 級以下の保健師に支給 給料月額 3%～15%</li> </ul>	異	対象者・率	86 千円	42,768 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯区分、扶養人数に応じて、11 月から翌年 3 月までの毎月、8,800 円～23,360 円を支給</li> </ul>	同		5,857 千円	91,517 円

## 6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	640,000円 (670,000円)		(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	575,000円 (595,000円)		840,000円 / 230,400円			
	教 育 長	538,000円 (548,000円)		705,000円 / 391,800円 - 円 / - 円			
報 酬	議 長	246,000円		395,000円 / 140,000円			
	副 議 長	194,000円		310,000円 / 115,000円			
	議 員	164,000円		290,000円 / 100,000円			
期 末 手 当	町 長	(平成24年度支給割合)					
	副 町 長	3.95 月分					
期 末 手 当	議 長	(平成23年度支給割合)					
	副 議 長	3.95 月分					
退 職 手 当	町 長	(算定方法)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		給料月額×在職年数×5.126月		13,123千円	任期毎又は退職時		
		給料月額×在職年数×3.234月		7,438千円	任期毎又は退職時		
	給料月額×在職年数×2.838月		6,107千円	任期毎又は退職時			
	備 考	退職手当については、減額後の金額にて算定					

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

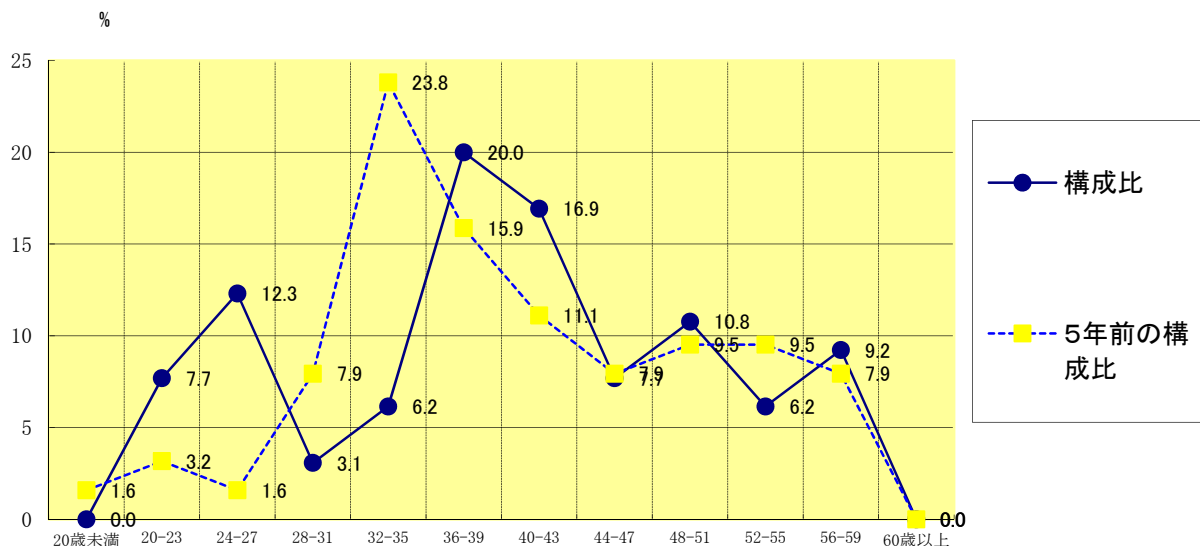
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年	平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	職員採用による増	
		総 務	19	20	1		
		税 務	4	4	0		
		民 生	4	5	1		
		衛 生	11	10	△1		
農 林 水 産		10	9	△1			
商 工 土 木		1	1	0			
	4	4	0				
	計	55	55	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 174.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 183.21人)		
	教育部門	9	10	1	職員配置の見直しによる増		
	小 計	64	65	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 206.15人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 221.24人)		
公 営 会 計 業 部 門	小 計	病 院	20	22	2	職員採用による増	
		水 道	2	2	0		
		下 水 道	1	1	0		
		そ の 他	3	3	0		
	小 計	26	28	2			
合 計		90	93	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 294.96人		
		[121]	[121]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成（一般職）の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	8人	2人	4人	13人	11人	5人	7人	4人	6人	0人	65人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	50	54	55	55	55	5(10%)
教育	10	11	8	9	10	0(0%)
普通会計計	60	65	63	64	65	5(8%)
公営企業等会計計	26	26	24	26	28	2(8%)
総合計	86	91	87	90	93	7(8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 46,221	千円 1,942	千円 17,065	% 36.9	% 35.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 2	千円 9,984	千円 484	千円 3,283	千円 13,751	千円 6,876	千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成22年年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

特になし。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒松内町	48.7歳	376,787円	531,750円
団体平均	45.4歳	358,043円	528,316円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

黒松内町		黒松内町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,642千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,215千円	
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分		（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし	

##### イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

黒松内町			黒松内町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	25,023千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成 23 年度決算)	1 1 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	1 1 千円
支給実績(平成 22 年度決算)	2 5 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	2 5 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

④その他の手当 (平成 24 年年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 月額 13,000 円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 月額 6,500 円</li> <li>・ 配偶者のいない職員 1 人のみ 月額 11,000 円</li> <li>・ 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最 初の 3 月 31 日までにある子 月額 1 人につき 5,000 円加算</li> </ul>	同		0 千円	0 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関利用者(片道 2km 以上) 月額 55,000 円限度として支給</li> <li>・ 自動車等使用者(片道 2km 以上) 通勤距離に応じて 2,000 円～ 24,500 円の範囲で支給</li> </ul>	同		0 千円	0 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃の額が 12,000 円を超える借 家等の場合、家賃に応じて 27,000 円を限度に支給</li> <li>・ 持ち家は 2,500 円(新築 5 年以内)</li> </ul>	異	持家支給額	0 千円	0 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理又は監督する地位にある職員 に支給 給料月額 6%～10%</li> </ul>	同		343 千円	342,741 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯区分、扶養人数に応じて、11 月から翌年 3 月までの毎月、 8,800 円～23,360 円を支給</li> </ul>	同		131 千円	65,300 円



(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 96,647	千円 1,835	千円 8,646	% 8.9	% 6.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 1	千円 4,962	千円 343	千円 1,685	千円 6,990	千円 6,990	千円 6,311

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成 23 年年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒 松 内 町	48.7歳	371,550円	556,333円
団 体 平 均	44.5歳	355,276円	525,167円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

黒 松 内 町		黒松内町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,685千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,215千円	
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分		（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし	

イ 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

黒 松 内 町			黒松内町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	25,023千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成 23 年度決算)	7 1 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	7 1 千円
支給実績(平成 22 年度決算)	7 8 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	7 8 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

④ その他の手当 (平成 24 年年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月額 13,000 円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 1 人につき 月額 6,500 円</li> <li>・配偶者のいない職員 1 人のみ 月額 11,000 円</li> <li>・15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 月額 1 人につき 5,000 円加算</li> </ul>	同		156 千円	156,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者(片道 2km 以上) 月額 55,000 円限度として支給</li> <li>・自動車等使用者(片道 2km 以上) 通勤距離に応じて 2,000 円～24,500 円の範囲で支給</li> </ul>	同		0 千円	0 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃の額が 12,000 円を超える借家等の場合、家賃に応じて 27,000 円を限度に支給</li> <li>・持ち家は 2,500 円(新築 5 年以内)</li> </ul>	異	持家支給額	0 千円	0 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理又は監督する地位にある職員に支給 給料月額 6%～10%</li> </ul>	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯区分、扶養人数に応じて、11 月から翌年 3 月までの毎月、8,800 円～23,360 円を支給</li> </ul>	同		117 千円	116,800 円

### (3) 国民健康保険病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 514,168	千円 13,293	千円 253,732	% 49.3	% 45.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
医 師	2	千円 24,912	千円 18,215	千円 8,514	千円 51,641	千円 25,821	千円 16,277
医療技術職	4	18,230	1,816	6,135	26,181	6,545	—
看護師等	13	51,180	9,748	16,067	76,995	5,923	5,961
事務職	3	9,902	1,931	3,180	15,013	5,004	7,473
技能労務職	1	4,515	121	1,486	6,122	6,122	—
23年度 計	23	108,739	31,831	35,382	175,952	7,650	7,507

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

- ・医師及び事務職を除く職員について、平成19年度より行政職給料表から医療職給料表へ切替え  
【医療職給料表(2)：薬剤師、放射線技師、検査技師、栄養士、調剤助手】  
【医療職給料表(3)：看護師、准看護師】

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

##### ア 医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒松内町	46.4歳	1,189,167円	1,933,627円
団体平均	43.4歳	558,903円	1,379,925円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

##### イ 医療技術職(薬剤師、放射線技師、検査技師、栄養士)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒松内町	54.3歳	381,200円	545,639円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

##### ウ 看護師(看護師、准看護師)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒松内町	50.7歳	331,015円	467,615円
団体平均	37.7歳	304,549円	497,892円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## エ 事務職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒 松 内 町	38.0歳	294,667円	435,226円
団 体 平 均	43.6歳	386,443円	629,225円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ③ 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

黒 松 内 町	黒松内町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,538千円	1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,215千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし

### イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

黒 松 内 町			黒松内町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	25,023千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)		4,740千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		2,370,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		8.7%	
手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究、研修手当	医 師		院 長 270,000円 副院長 200,000円 医 師 200,000円
手術手当	医 師	手 術	・手術料1件2,000点以上のものにつき、当該手術の100分の15 ・従事する医師が2人以上の場合は、支給すべき手術手当は分割支給
往診手当	医 師	往 診	・往診料の100分の40

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成 23 年度決算)	1, 0 8 6 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	6 4 千円
支給実績(平成 22 年度決算)	1, 3 3 3 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	1 1 1 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

④ その他の手当 (平成 24 年年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月額 13,000 円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 1 人につき 月額 6,500 円</li> <li>・配偶者のいない職員 1 人のみ 月額 11,000 円</li> <li>・15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最 初の 3 月 31 日までにある子 月額 1 人につき 5,000 円加算</li> </ul>	同		2,366 千円	236,550 円
通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者(片道 2km 以上) 月額 55,000 円限度として支給</li> <li>・自動車等使用者(片道 2km 以上) 通勤距離に応じて 2,000 円～24,500 円の範囲で 支給</li> </ul>	同		386 千円	193,200 円
住 居 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃の額が 12,000 円を超える借 家等の場合、家賃に応じて 27,000 円を限度に支給</li> <li>・持ち家は 2,500 円(新築 5 年以内)</li> </ul>	同		918 千円	229,550 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土、日曜日等に日直勤務を命ぜら れた職員(一般職)に支給 医 師 1 回につき 20,000 円 看護師等 1 回につき 7,000 円</li> </ul>	異	支給額	9,480 千円	4,740,000 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理又は監督する地位にある職員 に支給 給料月額の 6%～13%</li> </ul>	異	支給率	4,526 千円	754,352 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯区分、扶養人数に応じて、11 月から翌年 3 月までの毎月、 8,800 円～23,360 円を支給</li> </ul>	同		1,599 千円	69,521 円
夜 間 勤 務 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間として午後 10 時 から翌日午前 5 時までの間に勤 務することを命ぜられた職員に、 その勤務した全時間に対し、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 の割合を乗じて得た額を支給</li> </ul>			2,110 千円	191,809 円
夜 間 看 護 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師、准看護師が正規の勤務時 間による勤務の一部又は全部が 深夜において行われる看護等の 業務に従事したときに支給</li> </ul>			4,620 千円	385,017 円